
「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 揺籃会

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業者番号 0177400520)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

- ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
 - ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	2 p
2. 事業者の概要	2 p
3. 事業実施地域及び営業時間	2 p
4. 職員の体制	3 p
5. 相談・苦情について	3 p
6. 事故防止および事故発生時の対応について	3 p
7. 職員の秘密保持（守秘義務）	4 p

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 揺籃会
(2) 法人所在地 北海道深川市納内町2丁目2番20号
(3) 電話番号 0164-34-5635
(4) 代表者氏名 理事長 永倉隆太郎
(5) 設立年月日 昭和52年1月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的

指定居宅介護支援事業所は介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所清祥園
平成26年4月1日指定
事業所番号0177400520号
(4) 事業所の所在地 北海道深川市納内町北3番97号
(5) 電話番号 0164-24-3900
(6) 事業所長 氏名 山崎 智広
管理者 氏名 今田 裕之
(7) 当事業所の運営方針

ご利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様なサービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援する。

又、社会資源としての自覚を持ち地域社会の拠点となるような事業所を目指しつつ、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に業務を遂行すると共に、医療保健福祉における情報収集に努め、能力向上を目的とした新任・現任の従事研修を計画し、日々自己研鑽する。

- (8) 開設年月 平成26年4月1日

3. 事業者実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 深川市全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 但し、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始（12/31～1/5、但し変更がある場合は都度連絡する。）を休業
受付時間	24時間
サービス提供時間帯	月～金 9時～18時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長		1	0	0	事業運営の指揮命令等
2. 介護支援専門員(管理者)	1		1	1	居宅介護支援業務管理
3. 介護支援専門員	2		2	2	介護サービス計画作成、居宅サービス事業者連絡調整等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除いた数です。

（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

5. 相談・苦情について

(1) 相談・苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談(苦情)受付担当者 管理者 今田 裕之

○受付時間 毎週月～金曜日 9:00～18:00（緊急は 24 時間対応）
尚、社会福祉法人揺籃会では第三者委員会を設置しており、直接、相談や苦情を申し立てることができます。

※詳細は契約時にお渡しする別紙の「相談(苦情)申し出窓口設置のご案内」を参照して下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

深川市市民福祉部 高齢者支援課	所在地 深川市 2 条 17 番 17 号 電話番号 (0164) 26-2238 FAX(0164) 23-8134 受付時間 月～金曜 8:45～17:15
国民健康保険団体連合会 総務部介護/障害者支援課 企画・苦情係	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 電話番号 011(231) 5175 受付時間 月～金曜 9:00～17:15
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2. 7 電話番号 011(204) 6310 FAX011 (204) 6311 受付時間 月～金曜 9:00～17:15

6. 事故防止および発生時の対応について

(1) 事故防止について

当事業所は介護事故などを未然に防止できるように事故防止マニュアルを作成し、そのマニュアルをもとに業務遂行していきます。

※詳細については契約時にお渡しする別紙の「事故防止マニュアル」を参照して下さい。

(2) 事故発生時の対応について

当事業所では万が一、事故が発生した場合に迅速かつ適切に対応できる様、以下の事項を定め、遵守いたします。

1. ご利用者の心体に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに医師や協力病院へ連絡し医師の指示に従う。尚、必要に応じ適切な措置を講じる。
2. ご利用者に対するサービスの提供時に、万が一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族に連絡し必要な措置を講じる。
3. ご利用者の緊急連絡先一覧表を作成し、速やかにご家族へ連絡をとる。
4. 事故発生時には速やかに施設長へ報告する。

7. 職員の秘密保持（守秘義務）

1. 介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者、又はご契約者等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。尚、この守秘義務は契約終了後、又は介護支援専門員が退職した後も同様に継続するものとします。
2. 前項に関わらず、利用者にかかるサービス担当者会議での利用等、正当な理由がある場合、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上でご利用者又はご契約者等の個人情報を用いる事ができるものとします。
尚、前項のような守秘義務に違反した場合は、損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所清祥園

説明担当者 氏名 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住所

氏名 ㊟

代筆者 住所

氏名 ㊟

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）、第4条の規定に基づき、ご利用申し込み者またはそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

（附 頁）

- 本書は平成26年1月17日に制定し、平成26年4月1日より施行する。
- 1. 施設経営法人の一部を平成29年6月30日に改正し、平成29年6月14日より適用する。
- 事業所長の変更に伴い、平成30年3月30日に一部改正し、平成30年4月1日より適用する。
- 1. 事業者（2）法人所在地の変更に伴い、令和2年1月14日に一部改正し、令和2年1月1日に遡り適用する。
- 記名、捺印欄の変更に伴い、令和2年1月14日に一部改正し、令和2年1月14日より適用する。
- 営業日、職員体制の変更に伴い、令和3年4月26日に一部改正し、令和3年4月1日より適用する。
- 事業所長の変更に伴い、令和4年6月23日に一部改正し、令和4年4月7日より適用する。
- 3.（2）受付時間を24時間に変更。職員増員に伴い、4. 職員体制の介護支援専門員の人数変更に伴い、令和5年8月28日に一部改正し、令和5年8月1日より適用する。
- 5.（2）行政機関その他苦情受付機関の一部変更に伴い、令和5年10月27日に一部改正し、令和5年10月10日より適用する。